

平成 21 年 12 月 日  
福祉用具国民会議  
運営委員会

## 福祉用具サービス向上のためには

### 1. 福祉用具国民会議とは

福祉用具国民会議は、市民・国民の視点で「必要な人が、必要な福祉用具を安心して使う」をめざして、福祉用具供給システムについて議論しようと平成 18 年 3 月に発足し、以降定期的に会議を開催しています。

これまで、福祉用具供給のあり方についてさまざまなテーマを設け、意見交換を重ねてまいりました。例えば、平成 19 年 4 月に開催した第 10 回会議では、「きらめき輝く『生きる』を支える福祉用具」と題したフォーラムを開催し、福祉用具の利用促進を議論し、また直近の第 17 回会議（平成 21 年 9 月開催）では、「福祉用具サービスの質向上」をテーマに、意見交換を行いました。

福祉用具国民会議の掲げる「必要な人が、必要な福祉用具を安心して使う」というテーマは、『福祉用具は、年をとっても、病気や障害を持ってもなお、希望を持っていきいきと「普通の暮らし」を営むために必要不可欠な社会資源であり、自立した生活を支援する有効かつ効率的なものである』という考え方に基づいています。

介護保険制度の見直し・自立支援法の制定と廃止に伴う新法制定の動きなど、わが国の福祉政策は大きな転換点を迎えています。今こそ、福祉用具供給の未来像をしっかりと描くことが必要です。

私たちは、福祉用具という社会資源をもっと上手に、有効に使うことが高福祉社会のよりよい未来につながると考えています。国の福祉政策や介護保険制度をより経済的かつ効果的に運用するためにも、福祉用具の有効的な活用は不可欠と認識しています。この認識に基づき、これまで延べ 1,500 人の参加者が、高齢者・障がい者の暮らしにおける福祉用具の役割・あり方について、現場経験にもとづいた意見を述べています。

「安心・安全」な自立支援・介護のために、その生活環境づくりに携わる介護者（専門職）のスキルアップのために、これらを包括する社会サービスである「制度」をよりよいものとするために、福祉用具国民会議は、今後の福祉政策策定に「福祉用具の活用」という視点を持っていただきたいと考えています。

### 2. 福祉用具サービスの向上に対する意見

福祉用具国民会議での議論を踏まえた意見を添付申し上げます。

### 3. 福祉用具国民会議運営委員（名前 50 音順）

株メディコムアイ 秋山晴康 / オットーボック・ジャパン 株 生沼美好 / 福祉と医療・現場と政策をつなぐ志の縁結び係 大熊由紀子 / 株 ランダルコーポレーション 岡島正和 / 株 ユーキ・トレーディング 佐野公治 / シルバー新報 須貝裕司 / 日本福祉用具評価センター 鈴木寿郎 / 株 カクイックスティング 西園靖彦 / 株 ランダルコーポレーション 長谷川俊和 / 福祉ジャーナリスト 東畠 弘子 / 株 ケアサークル恵愛 樋口由希 / 株 サンメディカル 福田裕子 / パシフィックサプライ 株 藤本慶秀 / パンテーラ・ジャパン 株 光野有次 / シルバー産業新聞社 安田勝紀 / 川村義肢 株 山中章二 / 長崎県在住 和田勲

### 4. 事務局連絡先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-4 安部徳ビル 3F

株 サルースエイド内 TEL080-6511-5691 担当：鈴木

平成 21 年 12 月 日

殿



## 「福祉用具サービス向上のための意見書」

### 1. 介護保険での軽要介護者への利用制限について：「軽度」の方でも福祉用具が必要です。

平成 18 年の介護保険制度改定時に“軽要介護者”への福祉用具利用の制限が実施され、多くの利用者が困惑しました。その後、平成 19 年 4 月に「例外規定の見直し」が出されました。依然、頑なに利用制限をしている保険者も存在します。

介護とは、それを必要とする方の生活を支えることです。単に身体状況だけでなく、環境も含めた生活を支援するという視点が必要です。例えば、「5 m歩けるから」という理由で、車いすは不必要という視点ではなく、車いすを使用することでその方の生活がどのように変わるか、どのように広がるかの視点が必要です。

一律的な要介護度という基準ではなく、生活環境も含めた個別の状態像を基準にしてこそ、介護保険で目標としている「自立の支援」につながると考えます。

まさに、ICF<sup>(\*)</sup>でいう「環境因子」であり、介護予防や社会参加という観点からも福祉用具の活用促進を求めます。

### 2. 介護保険における福祉用具のあり方について：福祉用具の費用対効果の調査分析を。

厚生労働省は今年 8 月に「福祉用具における保険給付のあり方検討会」(第 4 回)を開催し、介護サービスにおける福祉用具について、費用対効果の検討を始めました。社会的コストを見直すうえで福祉用具を有効かつ効率的に使用する環境実現に寄与するものとしてこの検討を私たちは歓迎します。福祉用具サービスのコストと人的サービスのコストを比較検討するような同検討会での精密な調査・分析を実行し、その結果の公表を期待しています。

### 3. 福祉用具貸与価格の情報開示について：貸与価格は、物的サービス+人的サービスの合計ということを周知してください。

介護保険における福祉用具貸与価格は、自由価格です。そのために「福祉用具における保険給付のあり方検討会」での第 3 回までの議論を経て、福祉用具貸与価格の情報開示が始まりました。利用者に価格情報を知らせるという意図は理解しますが、保険者や介護支援専門員が厚生労働省の真意を誤解し、単純にレンタル料金を「福祉用具の長期分割払と同じ」と捉え、料金の安い事業者の採用を推奨する傾向になることを危惧します。介護保険制度の基本は、利用者がサービスを選ぶことです。利用者の選択肢を広げるために、介護サービス情報の公表や事業者の第三者評価も行われています。福祉用具サービスの選択肢を広げるために同一商品で貸与価格に差が生じるのは何故なのか、貸与事業者のサービスの「質」も併せて情報公開すべきです。そのうえで、求められる「質」の基準を明確に指導してください。

### 4. 介護保険に関わる人的レベルアップについて：個別援助計画が必要です。

①介護保険の指定基準に福祉用具貸与の「個別援助計画」を導入してください。現在、福祉用具貸与と訪問入浴だけが「個別援助計画」が義務付けられていません。しかし、その必要性を理解し個別援助計画書を活用する事業者は増えており、これら事業者のサービスの「質」は向上しています。

計画を文書化・記録化することは、利用者・家族とケアマネジャー、関係するセラピスト、医師ら専門職との共通ツールになります。また、誰がどのような状態で何の福

祉用具を選択して導入したかという「記録」は、事業者、利用者双方にとって事故を防ぐリスクマネジメントにもなりえます。「個別援助計画」の義務付けは、サービス担当者会議の開催促進による連携強化、利用者への多角的なアセスメントに繋がり、自ずと関連専門職およびサービス事業者の「質」向上に繋がります。

②介護保険制度における福祉用具貸与の意義や仕組みについての介護支援専門員の理解が得られるように力をいれてください。また、福祉用具専門相談員が記録やケアマネジメントについての研修に力を入れるように業界を指導してください。そのために、専門職が自らレベルアップすることをサポートする支援策（報酬加算等）を講じることを検討してください。保険者にとっても適切な福祉用具の利用により在宅生活を長期に継続できることは、介護保険財政全体から考えて重要と考えます。その適切な利用のためには、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、関係機関の理解とレベルアップが必要です。

## 5. 施設での福祉用具の活用について：サービスの継続が生活の継続に繋がります。

介護保険の在宅サービスとして福祉用具を利用している人が、施設入所・入院により施設・医療機関の“備品”の範囲内での使用を強いられることが少なくありません。「医療」と「介護」、「在宅」と「施設」の制度的連携の不十分さが、本来は切れ目なく支援すべきリハビリやADL維持向上を阻害し、福祉用具サービスの効果を半減させています。

福祉用具は施設の“備品”ではなく、本来は利用する方に“備わる”ものです。こうしたサービスの断片化を避け、ひとりひとりの心身状況に応じた個別ケアがどんな環境下でも継続できるよう、介護保険施設での福祉用具の原則貸与を提案します。

このことは同時に、施設・医療機関において福祉用具整備にかかる人的・経済的な負担の軽減にも資すると言えます。

## 6. 福祉用具法について：福祉用具の「基本方針」の見直しが必要です。

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（福祉用具法）」が平成5年に制定されてから16年余りが経ちます。同法第3条には「厚生労働大臣ならびに経済産業大臣は福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。」とあり、法に則り基本方針が示されました。

しかし、法の制定以後、介護保険法が施行され現在の状況には合わない事柄（例えば、在宅介護支援センターの展示）も見受けられます。また安全性や品質管理、情報開示について一層取り組まなければいけない時期に来ているのではないでしょうか。

基本方針を時代に即したものとすることを求めるとともに、基本方針と現実を繋ぐ仕組みが必要です。

## 7. 福祉用具の開発助成について：福祉用具産業の振興は必要です。

行政刷新会議の「事業仕分け」で福祉医療機構の助成基金は、国庫に返上となりました。適正な管理や硬直した事業の見直しが必要であることは納税者として理解しています。しかし、開発助成だけでなく貸与事業者への調査や、福祉用具の安全性確保等に関する研究開発費の削減は、福祉用具の研究開発・普及を促進するという「福祉用具法」の趣旨に反します。このままでは福祉用具を利用する人たちの生活の切り捨てにも繋がりかねない事態を考えます。福祉用具の開発・普及は、社会保障国民会議が試算している2025年次点での介護スタッフ数にも関連する介護スタッフ（者）の負担軽減にも役立ちます。認知症の方の安全な福祉用具利用や介護腰痛予防にもなる福祉用具の開発、ロボットテクノロジーの応用など、有用性・機能性が高く安全な福祉用具の開発に向けて産官学の対応が今こそ必要です。

真に必要な福祉用具の普及、研究、開発事業にはこれまで以上の助成が産業振興のインセンティブになると私たちは期待します。